

## 使用料の見直し

条例の名称	港湾区域等における占有料及び土地採取料の徴収に関する条例
-------	------------------------------

### 別表第1

＜占有料及び使用料＞

(単位：円)

区分	単位	料金			
		改定前	改定後	改定額	
＜占有の場所が市の区域にあるもの＞					
電柱（支柱及び支線を含む。）	年/本	700	<u>710</u>	10	
鉄塔	年/基	920	<u>930</u>	10	
軌条	年/m	450	<u>460</u>	10	
家屋建物（露店、納涼地及び小屋掛を含む。）	年/m <sup>2</sup>	140	140	0	
材料置場（工作物設置を伴うものについては、右記占有料の倍額）	年/m <sup>2</sup>	100	100	0	
貯木場	年/m <sup>2</sup>	100	100	0	
漁業用工作物	年/m <sup>2</sup>	100	100	0	
水産養殖場	年/a	16	16	0	
温泉鉱泉	年/m <sup>2</sup>	300	300	0	
えん堤水路	年/m <sup>2</sup>	130	130	0	
係留用杭	最大径1m未満のもの	年/本	120	120	0
	最大径1m以上のもの	年/本	180	180	0
係留場	貸ボート用	年/m <sup>2</sup>	710	<u>720</u>	10
	遊船その他用	年/m <sup>2</sup>	360	360	0
鉱工業用利用	栈橋	年/m <sup>2</sup>	136	<u>138</u>	2
	造船作業場	年/m <sup>2</sup>	61	<u>62</u>	1

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
鉱工業用利用	その他（水面のままです利用する場合については、右記占有料の額の半額とする。）	年/m <sup>2</sup>	33	33	0
広告板	表面積2m <sup>2</sup> 未満のもの	年/枚	1,700	1,700	0
	表面積2m <sup>2</sup> 以上のもの	年/枚	2,400	<u>2,450</u>	50
広告塔	最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のもの	年/基	6,200	<u>6,300</u>	100
	最大径1.5m未満かつ高さ5m未満のもの（最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のものを除く。）	年/基	15,500	<u>15,700</u>	200
	最大径1.5m以上かつ高さ5m以上のもの	年/基	31,000	<u>31,500</u>	500
地下埋設物	外径0.3m未満のもの	年/本（1m）	80	80	0
	外径0.3m以上1.0m未満のもの	年/本（1m）	110	110	0
	外径1.0m以上のもの	年/本（1m）	180	180	0
架空工作物	外径0.3m未満のもの	年/本（1m）	100	100	0
	外径0.3m以上1.0m未満のもの	年/本（1m）	150	150	0
	外径1.0m以上のもの	年/本（1m）	220	220	0
< 占有の場所が町村の区域にあるもの >					
電柱（支柱及び支線を含む。）		年/本	570	<u>580</u>	10
鉄塔		年/基	780	<u>790</u>	10
軌条		年/m	280	280	0
家屋建物（露店、納涼地及び小屋掛を含む。）		年/m <sup>2</sup>	100	100	0
材料置場（工作物設置を伴うものについては、右記占有料の倍額）		年/m <sup>2</sup>	80	80	0

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
貯木場		年/㎡	80	80	0
漁業用工作物		年/㎡	80	80	0
水産養殖場		年/a	11	11	0
温泉鉱泉		年/㎡	240	240	0
えん堤水路		年/㎡	110	110	0
係留用杭	最大径1m未満のもの	年/本	90	90	0
	最大径1m以上のもの	年/本	140	140	0
係留場	貸ボート用	年/㎡	540	<u>550</u>	10
	遊船その他用	年/㎡	280	280	0
鉱工業用利用	栈橋	年/㎡	97	<u>98</u>	1
	造船作業場	年/㎡	40	<u>41</u>	1
鉱工業用利用	その他（水面のまま利用する場合には、右記占有料の額の半額とする。）	年/㎡	21	21	0
広告板	表面積2㎡未満のもの	年/枚	1,400	1,400	0
	表面積2㎡以上のもの	年/枚	1,900	1,900	0
広告塔	最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のもの	年/基	4,600	<u>4,650</u>	50
	最大径1.5m未満かつ高さ5m未満のもの（最大径0.6m未満かつ高さ3m未満のものを除く。）	年/基	11,600	<u>11,800</u>	200
	最大径1.5m以上かつ高さ5m以上のもの	年/基	31,000	<u>31,500</u>	500

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
地下埋設物	外径0.3m未満のもの	年/本 (1m)	70	70	0
	外径0.3m以上1.0m未満のもの	年/本 (1m)	100	100	0
	外径1.0m以上のもの	年/本 (1m)	160	160	0
架空工作物	外径0.3m未満のもの	年/本 (1m)	90	90	0
	外径0.3m以上1.0m未満のもの	年/本 (1m)	140	140	0
	外径1.0m以上のもの	年/本 (1m)	200	200	0

## 別表第2

&lt;土地採取料及び採取料&gt;

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
砂利		m <sup>3</sup>	172	<u>175</u>	3
切込砂利		m <sup>3</sup>	141	<u>143</u>	2
砂		m <sup>3</sup>	131	<u>133</u>	2
土砂		m <sup>3</sup>	120	<u>122</u>	2
土		m <sup>3</sup>	120	<u>122</u>	2
泥土		m <sup>3</sup>	82	<u>83</u>	1
粘土		m <sup>3</sup>	147	<u>149</u>	2
礫		m <sup>3</sup>	95	<u>96</u>	1
栗石 (径8cm以上20cm未満のもの)		m <sup>3</sup>	172	<u>175</u>	3
玉石 (径20cm以上35cm未満のもの)		個	56	<u>57</u>	1
転石	径35cm以上60cm未満のもの	個	69	<u>70</u>	1
	径60cm以上90cm未満のもの	個	82	<u>83</u>	1
	径90cm以上のもの	個	132	<u>134</u>	2